

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県知事

## 公表日

令和7年10月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、助成対象となった疾病の患者に係る保険医療費の自己負担分を公費で負担医療費の助成を行い、患者の負担軽減を図る。 具体的な事務は、支給認定申請の受理、その申請についての審査、申請が認定された場合の受給者証の発行。  <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	神奈川県指定難病特定医療費等管理システム Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)医療受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)別表131の項 番号利用法(平成25年法律第27号)第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項  【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、18の項、42の項、77の項、80の項、113の項、125の項、144の項、158の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・政策局 政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・健康医療局保健医療部がん・疾病対策課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4777

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・健康医療局保健医療部がん・疾病対策課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4777
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・システムへの入力 ・申請書類の保管 ・申請書類の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、個人番号を利用する職員に対しては毎年研修を実施していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5.評価実施機関における連絡先	保健福祉局保険医療部保健予防課	保健福祉局保険医療部がん・疾病対策課	事後	組織再編
平成28年4月1日	5.評価実施機関における連絡先	和田 直樹	佐々木 つぐ巳	事後	人事異動
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	保健福祉局保険医療部保健予防課	保健福祉局保険医療部がん・疾病対策課	事後	組織再編
平成28年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉局保険医療部保健予防課	保健福祉局保険医療部がん・疾病対策課	事後	組織再編
平成28年6月30日	Iしきい値判断 1.対象人数	平成27年3月31日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	Iしきい値判断 2.取扱者数	平成27年3月31日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成27年1月1日	I 関連情報 法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)別表第一の98の項	番号利用法(平成25年法律第27号)別表第一の97の項	事後	法改正
平成30年8月29日	5.評価実施機関における担当部署	保健福祉局保険医療部がん・疾病対策課	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課	事後	組織再編
平成30年8月29日	5.評価実施機関における担当部署	佐々木 つぐ巳	濱 卓至	事後	人事異動
平成30年8月29日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	政策局 政策部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成30年8月29日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	保健福祉局保険医療部がん・疾病対策課	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課	事後	組織再編
平成30年8月29日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉局保険医療部がん・疾病対策課	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課	事後	組織再編
平成30年8月29日	IIしきい値判断 1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	IIしきい値判断 2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	濱 卓至	課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IIしきい値判断 1.対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IIしきい値判断 2.取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IVリスク対策		記載のとおり	事後	様式改正
令和2年10月14日	1③システムの名称	公費負担管理システム	神奈川県指定難病特定医療費等管理システム	事後	現行システム名へ修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、助成対象となった疾病の患者に係る保険医療費の自己負担分を公費で負担医療費の助成を行い、患者の負担軽減を図る。 具体的な事務は、支給認定申請の受理、その申請についての審査、申請が認定された場合の受給者証の発行。	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、助成対象となった疾病の患者に係る保険医療費の自己負担分を公費で負担医療費の助成を行い、患者の負担軽減を図る。 具体的な事務は、支給認定申請の受理、その申請についての審査、申請が認定された場合の受給者証の発行。  ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMH導入
令和7年10月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	神奈川県指定難病特定医療費等管理システム	神奈川県指定難病特定医療費等管理システム Public Medical Hub (PMH)	事前	PMH導入
令和7年10月10日	I 関連情報 3.個人番号の利用法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)別表第一の98の項	番号利用法(平成25年法律第27号)別表131の項 番号利用法(平成25年法律第27号)第19条第6号	事後	法改正 PMH導入
令和7年10月10日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法(平成25年法律第27号)別表第二の120の項  【情報提供の根拠】 番号利用法(平成25年法律第27号)別表第二の26の項、56の2の項、87の項	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項  【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、18の項、42の項、77の項、80の項、113の項、125の項、144の項、158の項、161の項	事後	省令改正
令和7年10月10日	IIしきい値判断 1.対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年10月10日	Ⅳリスク対策		記載のとおり		様式改正